

令和元年度財政援助団体等監査報告

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

2 監査の対象団体

- 1 立科町商工会（財政援助団体）
- 2 信州たてしな観光協会（財政援助団体）
- 3 農事組合法人蓼科農ん喜村（公の施設管理団体）

3 補助金等の名称

（単位：円）

補助金等の名称	令和元年度補助金額	平成30年度補助金額
経営改善普及事業補助金（立科町商工会）	4,220,000	4,220,000
商工業振興対策事業補助金（立科町商工会）	5,660,000	5,660,000
立科町観光協会補助金（信州たてしな観光協会）	13,296,000	11,759,007

4 監査の実施日

令和2年7月15日から令和2年7月28日まで

5 監査の方法

あらかじめ所管課に提出を求めた資料に基づき、次の点について、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施した。

(1) 所管課関係

- ・補助金の目的及び対象事業の内容は明確であるか。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正であるか。
- ・補助金に係る対象事業の履行状況、内容、経費、使途の適正性及び効果等を実績報告書等により確認できているか。また、補助金目的外流用はないか。
- ・精算報告書等の内容を確認できているか。
- ・補助金の目的や効果等から、補助金の見直しを検討する必要はないか。
- ・公の指定管理団体との事務手続等が適正であるか。
- ・公の指定管理団体の財務状況等の内容を把握及び確認できているか。
- ・公の指定管理団体からの指定管理者負担金は適正であるか。

(2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書、決算書等について、所管課へ提出した書類と符合しているか。
- ・補助金請求や支払等は適正に行われているか。
- ・事業計画に沿った事業が実施されているか。
- ・団体の会計監査等が適正に行われているか。

6 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務手続及び執行等については、適正に処理されていると認められた。また、公の指定管理団体の事務手続等についても適正と認められた。

7 意見

立科町商工会及び信州たてしな観光協会への補助金事務手続等については、適正に処理されていると認められた。また、公の施設管理団体である農事組合法人蓼科農ん喜村についても事務手続等は、適正に処理されていると認められた。

所管課は、より一層財政援助団体等の事業内容等の把握に努められ、補助金の目的や効果等、また、公の指定管理団体からの指定管理者負担金の精査等を望むものである。

2立監第 2 号
令和2年8月28日

立科町長 両角 正芳 様

立科町代表監査委員 関 淳

立科町監査委員 瀧澤 壽美雄

令和元年度財政援助団体等監査報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査したので、別紙のとおり、監査報告を提出する。